

令和8年度中央市一般会計予算

令和8年度中央市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,245,947千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第4条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第4表 債務負担行為」による。

(地方債)

第5条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表 地方債」による。

(一時借入金)

第6条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第7条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		5,148,243
	1 市 民 税	2,165,143
	2 固 定 資 産 税	2,595,042
	3 軽 自 動 車 税	146,058
	4 市 た ば こ 税	242,000
2 地 方 譲 与 税		125,210
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	24,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	95,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	6,210
3 利 子 割 交 付 金		16,000
	1 利 子 割 交 付 金	16,000
4 配 当 割 交 付 金		40,000
	1 配 当 割 交 付 金	40,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		66,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	66,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		101,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	101,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		1,031,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,031,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金		18,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	18,000
9 地 方 特 例 交 付 金		29,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	29,000
10 地 方 交 付 税		2,600,000
	1 地 方 交 付 税	2,600,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		2,852
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,852
12 分 担 金 及 び 負 担 金		72,389
	1 負 担 金	72,389
13 使 用 料 及 び 手 数 料		63,598
	1 使 用 料	43,600
	2 手 数 料	19,998
14 国 庫 支 出 金		2,150,088

(単位：千円)

款	項	金額
	1 国庫負担金	1,935,708
	2 国庫補助金	206,567
	3 委託金	7,813
15 県支出金		1,009,240
	1 県負担金	654,242
	2 県補助金	283,590
	3 委託金	71,408
16 財産収入		53,946
	1 財産運用収入	53,944
	2 財産売却収入	2
17 寄附金		150,004
	1 寄附金	150,004
18 繰入金		1,641,742
	1 基金繰入金	1,632,915
	2 特別会計繰入金	8,827
19 繰越金		200,000
	1 繰越金	200,000
20 諸収入		71,635
	1 延滞金、加算金及び過料	1,154
	2 市預金利子	1
	3 雑収入	70,480
21 市債		656,000
	1 市債	656,000
歳入合計		15,245,947

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		152,917
	1 議 会 費	152,917
2 総 務 費		2,030,220
	1 総 務 管 理 費	1,387,913
	2 企 画 費	190,583
	3 徴 税 費	215,573
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	91,739
	5 選 挙 費	46,578
	6 防 災 費	95,159
	7 統 計 調 査 費	1,929
	8 監 査 委 員 費	746
3 民 生 費		6,831,779
	1 社 会 福 祉 費	2,672,460
	2 児 童 福 祉 費	3,622,646
	3 生 活 保 護 費	477,356
	4 災 害 救 助 費	5
	5 福 祉 施 設 費	59,312
4 衛 生 費		982,796
	1 保 健 衛 生 費	523,192
	2 清 掃 費	458,884
	3 水 道 費	720
5 労 働 費		3,991
	1 労 働 諸 費	3,991
6 農 林 水 産 業 費		472,826
	1 農 業 費	464,271
	2 林 業 費	8,555
7 商 工 費		112,177
	1 商 工 費	112,177
8 土 木 費		1,038,418
	1 土 木 管 理 費	62,472
	2 道 路 橋 梁 費	216,746
	3 河 川 費	46,046
	4 都 市 計 画 費	575,251

第2表 継続費

款	項	事業名	総額 (千円)	年度	年割額 (千円)
2 総務費	2 企画費	企画政策事業	16,412	令和8年度	9,603
				令和9年度	6,809
合 計					16,412

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 (千円)
1 議会費	1 議会費	議会運営費	3,916
合 計			3,916

第4表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額 (千円)
住民税課税事務補助及び確定申告相談補助業務委託料	令和8年度から 令和9年度まで	2,137
中央市学校給食センター調理・配送業務委託料	令和8年度から 令和9年度まで	3,900
合 計		6,037

第5表 地方債

起債の目的	限度額 (千円)	起債の 方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 事 業 等 債	14,800	普通貸借	5.0%以内（た だし、利率見直し 方式で借り入れ る資金について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直し 後の利率）	政府資金について は、その融資条件によ り、銀行その他の場合 には、その債権者と協 議する。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還期間を短 縮し、若しくは、繰上 償還又は低利に借換 えすることができる。
一 般 補 助 施 設 整 備 等 事 業 債	9,000			
地 方 道 路 等 整 備 事 業 債	50,100			
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	67,300			
社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	77,800			
公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 債	339,700			
施 設 整 備 事 業 債	97,300			
合 計	656,000			

令和8年度中央市国民健康保険特別会計予算

令和8年度中央市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,959,367千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		612,412
	1 国 民 健 康 保 険 税	612,412
2 使 用 料 及 び 手 数 料		410
	1 手 数 料	410
3 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
4 県 支 出 金		2,095,469
	1 県 負 担 金 ・ 補 助 金	2,095,469
5 財 産 収 入		1,262
	1 財 産 運 用 収 入	1,262
6 繰 入 金		238,809
	1 一 般 会 計 繰 入 金	238,809
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		11,003
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	4,002
	2 雑 入	7,001
歳 入 合 計		2,959,367

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		69,192
	1 総 務 管 理 費	60,800
	2 徴 収 費	8,153
	3 運 営 協 議 会 費	239
2 保 険 給 付 費		2,048,538
	1 療 養 諸 費	1,774,402
	2 高 額 療 養 費	264,037
	3 移 送 費	95
	4 出 産 育 児 諸 費	7,504
	5 葬 祭 諸 費	2,500
	6 傷 病 手 当 金	0
3 国民健康保険事業費納付金		773,829
	1 医 療 給 付 費 分	508,451
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	185,892
	3 介 護 納 付 金 分	61,085
	4 子 ども ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 分	18,401
4 共 同 事 業 拠 出 金		1
	1 共 同 事 業 拠 出 金	1
5 保 健 事 業 費		31,341
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	29,634
	2 保 健 事 業 費	1,707
6 基 金 積 立 金		1,263
	1 基 金 積 立 金	1,263
7 諸 支 出 金		5,203
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,203
8 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		2,959,367

令和8年度中央市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度中央市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ744,493千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料		589,778
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料	589,778
2 使 用 料 及 び 手 数 料		65
	1 手 数 料	65
3 繰 入 金		146,544
	1 一 般 会 計 繰 入 金	146,544
4 諸 収 入		7,871
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	520
	3 雑 入	7,349
5 繰 越 金		235
	1 繰 越 金	235
歳 入 合 計		744,493

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		42,881
	1 総 務 管 理 費	39,509
	2 徴 収 費	3,372
2 後期高齢者医療広域連合納付金		682,412
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	682,412
3 保 健 事 業 費		18,380
	1 健 康 診 査 事 業 費	18,380
4 諸 支 出 金		520
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	520
5 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出	合 計	744,493

令和8年度中央市介護保険特別会計予算

令和8年度中央市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,339,621千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 險 料		590,086
	1 介 護 保 險 料	590,086
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2
	1 手 数 料	2
3 国 庫 支 出 金		448,561
	1 国 庫 負 担 金	403,079
	2 国 庫 補 助 金	45,482
4 支 払 基 金 交 付 金		599,527
	1 支 払 基 金 交 付 金	599,527
5 県 支 出 金		315,945
	1 県 負 担 金	306,708
	2 県 補 助 金	9,237
6 財 産 収 入		900
	1 財 産 運 用 収 入	900
7 繰 入 金		380,348
	1 一 般 会 計 繰 入 金	380,348
8 繰 越 金		1,872
	1 繰 越 金	1,872
9 諸 収 入		2,380
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2
	2 雑 入	2,378
歳 入 合 計		2,339,621

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		81,508
	1 総 務 管 理 費	58,741
	2 徴 収 費	5,328
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	17,439
2 保 険 給 付 費		2,183,968
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	2,030,387
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	10,707
	3 そ の 他 諸 費	2,078
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	46,002
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	6,237
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	88,557
3 地 域 支 援 事 業 費		62,542
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	27,565
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	9,520
	3 包 括 的 支 援 等 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	25,437
	4 そ の 他 諸 費	20
4 諸 支 出 金		9,703
	1 償 還 金	876
	2 繰 出 金	8,827
5 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
6 基 金 積 立 金		900
	1 基 金 積 立 金	900
歳 出 合 計		2,339,621

令和8年度中央市地域包括支援センター特別会計予算

令和8年度中央市地域包括支援センター特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,070千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 サービス収入		1,906
	1 予防給付費収入	1,906
2 繰入金		19,163
	1 一般会計繰入金	19,163
3 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳 入 合 計		21,070

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		19,162
	1 総 務 管 理 費	19,162
2 事 業 費		1,907
	1 居 宅 介 護 支 援 事 業 費	1,907
3 諸 支 出 金		1
	1 償 還 金	1
歳 出	合 計	21,070

令和8年度中央市田富よし原処理センター事業特別会計予算

令和8年度中央市田富よし原処理センター事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,195千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		0
	1 負 担 金	0
2 使 用 料 及 び 手 数 料		15,535
	1 使 用 料	15,500
	2 手 数 料	35
3 財 産 収 入		950
	1 財 産 運 用 収 入	950
4 繰 入 金		44,209
	1 一 般 会 計 繰 入 金	33,366
	2 基 金 繰 入 金	10,843
5 繰 越 金		500
	1 繰 越 金	500
6 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		61,195

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		55,745
	1 総 務 管 理 費	55,745
2 諸 支 出 金		4,450
	1 基 金 費	4,450
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	61,195

令和8年度中央市簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度中央市簡易水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数	1,430戸
(2)	年間総給水量	1,184,000m ³
(3)	一日平均給水量	3,244m ³
(4)	主要な建設改良事業	
	管路設備事業	50,000千円
	施設整備事業	657,800千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	簡易水道事業収益	263,595千円
第1項	営業収益	192,236千円
第2項	営業外収益	71,358千円
第3項	特別利益	1千円
		支 出
第1款	簡易水道事業費用	198,208千円
第1項	営業費用	154,499千円
第2項	営業外費用	41,609千円
第3項	特別損失	100千円
第4項	予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額89,699千円は、損益勘定留保資金89,699千円で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資本的収入	700,000千円
第1項	企業債	700,000千円

支 出

第1款 資本的支出	789,699千円
第1項 建設改良費	708,782千円
第2項 企業債償還金	77,917千円
第3項 予備費	3,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	700,000 千円	証書借入の方法による。起債の時期は令和8年事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以降に繰り越し、起債することができる。	5.0 %以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、70,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 20,548千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、600千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は、4,827千円と定める。

令和8年度中央市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度中央市公共下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	接 続 戸 数	9, 216戸
(2)	年間総処理水量	2, 713, 000 ^{m³}
(3)	一日平均処理水量	7, 432 ^{m³}
(4)	主要な建設改良事業 管渠整備	343, 690千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	公共下水道事業収益	859, 018千円
第1項	営業収益	350, 260千円
第2項	営業外収益	508, 757千円
第3項	特別収益	1千円
		支 出
第1款	公共下水道事業費用	859, 018千円
第1項	営業費用	764, 322千円
第2項	営業外費用	92, 396千円
第3項	特別損失	300千円
第4項	予備費	2, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額131, 294千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34, 783千円、当年度分損益勘定留保資金96, 511千円で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資本的収入	803, 843千円
第1項	企業債	492, 300千円
第2項	補助金	288, 502千円
第3項	負担金	23, 041千円

支 出

第1款 資本的支出	935,137千円
第1項 建設改良費	399,328千円
第2項 企業債償還金	534,809千円
第3項 予備費	1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業債	195,600 千円	証書借入の方法による。起債の時期は令和8年事業年度。ただし、その全部又は一部を翌年度以降に繰り越し、起債することができる。	5.0 %以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
流域下水道整備事業債	37,200 千円			
資本費平準化債	227,600 千円			
下水道事業債 (特別措置分)	31,900 千円			
合 計	492,300 千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 30,114千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成及び建設補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は347,285千円である。

令和8年度中央市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度中央市農業集落排水事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	接 続 戸 数	1, 140戸
(2)	年間総処理水量	342, 800 m ³
(3)	一日平均処理水量	939 m ³
(4)	主要な建設改良事業 処理場更新	235, 166千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	農業集落排水事業収益	272, 728千円
第1項	営業収益	42, 830千円
第2項	営業外収益	229, 897千円
第3項	特別収益	1千円
		支 出
第1款	農業集落排水事業費用	272, 728千円
第1項	営業費用	250, 933千円
第2項	営業外費用	19, 695千円
第3項	特別損失	100千円
第4項	予 備 費	2, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額37, 276千円は、当年度分損益勘定留保資金37, 276千円で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資本的収入	257, 132千円
第1項	企 業 債	146, 400千円
第2項	補 助 金	107, 032千円
第3項	負 担 金	3, 700千円

支 出

第1款 資本的支出	294,408千円
第1項 建設改良費	235,166千円
第2項 企業債償還金	58,242千円
第3項 予備費	1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水 施設事業債	146,400 千円	証書借入の方法による。起債の時期は令和8年事業年度。ただし、その全部又は一部を翌年度以降に繰り越し、起債することができる。	5.0 %以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
合 計	146,400 千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、450,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 17,317千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成及び建設補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は153,276千円である。

令和8年度中央市上水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度中央市上水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数	8,600戸
(2)	年間総給水量	2,050,000m ³
(3)	一日平均給水量	5,616m ³
(4)	主要な建設改良事業	
	管路整備事業	118,800千円
	施設整備事業	394,680千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道事業収益	327,243	千円
第1項	営業収益	272,679	千円
第2項	営業外収益	54,563	千円
第3項	特別利益	1	千円
		支	出
第1款	水道事業費用	279,457	千円
第1項	営業費用	241,349	千円
第2項	営業外費用	35,758	千円
第3項	特別損失	350	千円
第4項	予備費	2,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額185,327千円は、損益勘定留保資金185,327千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入	450,000	千円
第1項	企業債	450,000	千円

支 出

第1款 資本的支出	635,327千円
第1項 建設改良費	510,047千円
第2項 企業債償還金	120,280千円
第3項 予備費	5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	450,000千円	証書借入の方法による。起債の時期は令和8年事業年度。ただし、その全部又は一部を翌年度以降に繰り返し、起債することができる。	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 23,660千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、120千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は、7,206千円と定める。